

京丹後市国民保護計画（案）

平成18年10月

京 丹 後 市

目 次

第1編 総論

第1章	市の責務、計画の位置づけ、構成等	1
1	市の責務及び市国民保護計画の位置づけ	1
2	市国民保護計画の構成	2
3	市国民保護計画の見直し、変更手続	2
4	京丹後市地域防災計画との関係	2
第2章	国民保護措置に関する基本方針	3
第3章	関係機関の事務又は業務の大綱等	5
1	関係機関の事務又は業務の大綱	5
2	関係機関の連絡先	8
第4章	市の地理的、社会的特徴	9
1	位置	9
2	地形、地質	9
3	気候	9
4	人口分布	11
5	交通	12
6	港湾	13
第5章	市国民保護計画が対象とする事態	14
1	武力攻撃事態等	14
2	緊急対処事態	15
3	市において留意する事項	16

第2編 平素からの備えや予防

第1章	組織・体制の整備等	17
第1	市における組織・体制の整備	17
1	市の各部課室における平素の業務	17
2	市職員の参集基準等	18
3	消防機関の体制	19
4	国民の権利利益の救済に係る手続等	20
第2	関係機関との連携体制の整備	20
1	基本的考え方	21
2	府との連携	21
3	近隣市町との連携	22
4	指定公共機関等との連携	22
第3	自主防災組織、ボランティア団体、民間団体との連携	23

1	自主防災組織との連携及び育成強化	23
2	ボランティア団体との連携及び活動環境の整備	23
3	民間団体との連携	23
第4	通信の確保	23
第5	情報収集・提供等の体制整備	24
1	基本的考え方	24
2	警報等の伝達に必要な準備	25
3	安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備	28
4	被災情報の収集・報告に必要な準備	28
第6	研修及び訓練	28
1	研修	28
2	訓練	29
第2章	避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え	30
1	避難に関する基本的事項	30
2	避難実施要領のパターンの作成	31
3	救援に関する基本的事項	31
4	運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等	32
5	避難施設の指定	32
6	生活関連等施設の把握等	32
第3章	災害時要援護者等への支援体制の整備	35
1	災害時要援護者等救援対策に関する基本的考え方、基本指針	35
2	災害時要援護者対策	35
3	外国人対策	36
4	観光旅行者等の保護	36
第4章	物資及び資材の備蓄、整備	38
1	市における備蓄	38
2	市が管理する施設及び設備の整備及び点検等	38
第5章	国民保護に関する啓発	39
1	国民保護措置に関する啓発	39
2	武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発	39

第3編 武力攻撃事態等への対処

第1章	初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置	40
1	事態認定前における緊急事態連絡室等の設置及び初動措置	40
2	武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応	42
第2章	市対策本部の設置等	43
1	市対策本部の設置	43
2	通信の確保	47
第3章	関係機関相互の連携	56

1	国・府の対策本部との連携	56
2	知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等	56
3	自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等	56
4	他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託	57
5	指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請	57
6	市の行う応援等	57
7	ボランティア団体等に対する支援等	58
8	住民への協力要請	58
第4章	警報及び避難の指示等	60
第1	警報の伝達等	60
1	警報の内容の伝達等	60
2	警報の内容の伝達方法	60
3	緊急通報の伝達及び通知	61
第2	避難住民の誘導等	61
1	避難の指示の通知・伝達	61
2	避難の指示に際しての調整	62
3	要避難地域の拡大設定	62
4	避難実施要領の策定	62
5	避難住民の誘導	65
6	武力攻撃事態等における避難の種類と対応	70
第5章	救援	72
1	救援の実施	72
2	関係機関との連携	72
3	救援の内容	73
4	災害時要援護者に対する配慮	75
5	健康への配慮	76
第6章	安否情報の収集・提供	77
1	安否情報の収集	77
2	府に対する報告	78
3	安否情報の照会に対する回答	78
4	日本赤十字社に対する協力	79
5	安否情報伝達手段の活用	79
第7章	武力攻撃災害への対処	80
第1	武力攻撃災害への対処	80
1	武力攻撃災害への対処の基本的考え方	80
2	武力攻撃災害の兆候の通報	80
第2	応急措置等	80
1	事前措置	80
2	退避の指示	81
3	警戒区域の設定	82

4	応急公用負担等	83
5	消防に関する措置等	83
第3章	生活関連等施設における災害への対処等	85
1	生活関連等施設の安全確保	85
2	危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除	85
第4章	武力攻撃原子力災害への対処等	86
第5章	NBC攻撃による災害への対処等	87
1	応急措置の実施	87
2	国の方針に基づく措置の実施	87
3	関係機関との連携	88
4	汚染原因に応じた対応	88
5	市長又は消防長の権限	88
6	要員の安全の確保	89
第8章	被災情報の収集及び報告	90
第9章	保健衛生の確保その他の措置	91
1	保健衛生の確保	91
2	廃棄物の処理	91
第10章	文化財の保護	93
1	文化財の保護	93
2	文化財保護の特例	93
3	文化財の応急対策	94
4	文化財の復旧	94
第11章	国民生活の安定に関する措置	95
1	生活関連物資等の価格安定	95
2	避難住民等の生活安定等	95
3	生活基盤等の確保	95
第12章	特殊標章等の交付及び管理	96

第4編 復旧等

第1章	応急の復旧	98
1	基本的考え方	98
2	公共的施設の応急の復旧	98
第2章	武力攻撃災害の復旧	99
第3章	国民保護措置に要した費用の支弁等	100
1	国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求	100
2	損失補償及び損害補償	100
3	総合調整及び指示に係る損失の補てん	100
4	受援等に関する費用の負担	100

第 5 編 緊急対応事態への対応

1 緊急対応事態	102
2 緊急対応事態における警報の通知及び伝達	102